

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月（手術前）までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償されたほか、自宅の管理費用や家族間の面会交通費（増加分）も賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 避難費用(生活費増加費用)

ア 交通費増加費用(申立人X2及び同人の実母間)

40万6296円

イ 自宅管理費用(除草・修理)

2万5886円

(2) 精神的損害(日常生活阻害慰謝料増額分)

ア 申立人X1

268万0000円

イ 申立人X2

180万6000円

ウ 申立人X3

243万0000円

エ 申立人X4

169万2000円

2 期間

(1) アにつき、平成23年7月1日から平成30年3月31日まで

- (1) イにつき、平成24年3月16日、平成24年5月17日及び平成24年5月18日分
- (2) ア、イ及びエにつき、平成23年3月11日から平成30年3月31日まで
- (2) ウにつき、平成23年7月10日から平成30年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金904万0182円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月18日

(仲介委員 小林 哲也)